

笠岡ふれあい空港使用規約（車両直線走行）

「笠岡ふれあい空港」は、農業振興地域にある笠岡湾干拓地に作られている飛行場です。
この空港を永続的に使用するため、次の事項をみなさんで遵守し、安全で楽しい使用を続けていけるようお願いします。

1 安全について

安全には十分注意をはらい、何よりも優先させること。少しでも安全に疑念のある場合は使用を一時中止すること。

また、空港内、外での不測の事故に対しては、当事者がすべての責任を負うこと。ただし、居合わせた使用団体員はできる限りの救助を行うこと。

2 使用上の注意

- (1) 直線走行でスピードを出して走行するものは、ヘルメット（※顔全体を覆う物）とシートベルト着用を厳守するなど、使用者の責任により安全対策を行うこと。

なお、タイヤ跡の残る使用は認めない。

- (2) 直線距離を加速走行する場合（概ね80km以上）の場合は滑走路遮断工（北側）から南側への走行に限ることとする。（北側に走行させ制御不能に陥った場合、遮断工及び一般車両に被害が出る可能性があるため）

なお、やむを得ず北側に向けて直線走行させる場合は遮断工前にバリケード等（衝撃吸収材、トラック等の車両の横づけ）を設置し、遮断工及び一般車両に被害が出ないように安全対策をとること。

- (3) 並走して走行する場合においては事故防止のため十分な車間距離を確保すること。
- (4) 滑走路両端の芝生エリアを損傷させるような使用は行わないこと。
- (5) 車両が滑走路を走行する場合の重量制限については車両重量を車両の車輪の数で除して2.6t以内であれば使用可能とする。
- (6) 使用後は滑走路内の点検を行い、ゴミ等を拾うこと。
- (7) 使用施設内でのエンジンの空吹かし、大音量でオーディオを流す等の周囲に迷惑がかかる行為は行わないこと。

（周囲は農家のほか畜産農家も営農しています。周囲から苦情があると次回から使用の禁止をせざるを得なくなる場合があります。）

3 規約の周知徹底について

使用責任者は全使用者に対して当規約の周知・説明を行うこととする。使用者が当規約の説明を受けておらず、問題が発生した場合は必要に応じて責任者を処分する場合がある。

4 事故について

使用中に発生した事故については怪我人の応急処置等を最優先とし、その後、管理人へ速やかに申し出ること。必要に応じて警察へも連絡すること。また、使用責任者及び事故当事者は農政水産課の担当職員等の事情聴取に応じること。